

何茂いまだ無御存方多候得ば、加賀守様より御使者被遣候に付御一傳被成候。諸事侍中作法能様に、加賀守様被成度思召候。其段は組頭心得次第、如何様にも能様に可成儀に候。御國仕置、前田對馬・奥村因幡・津田玄蕃、何事によらず申渡儀、組中致承引候様に被相心得尤候。玄蕃儀は近年病中之儀に候得ば、存程無之儀可有之候。因幡・對馬はいまだ若き者に候へば、若おもはく違ひの事も可有之候。惡敷儀をも能様に取成、能事を取立申様、各年寄・組頭之儀に候間、御心得かんやうに候。其段第一加賀守様御爲に候。若被申渡儀不致承引者候得ば、加賀守様御年若に候條、急度可被仰付御心得に候間、被得其意尤に思召候。

二〇喧嘩口論等之儀御定

定

- 一、喧嘩口論之節、親子・兄弟其外雖爲知音、其場の出向仕間敷候。勿論荷擔之輩於有之は、本人より可爲曲言事。
- 一、出入に取むすび有之輩と、無故儀に一味仕間敷事。
- 一、於城中申事之砌、脇々番人むざと立さわぎ申間敷事。

一、喧嘩口論之刻組頭共罷出可裁許事。
 一、火事出來之刻、其場は親子・兄弟・むこしうと・小じうと・伯父甥并家來之者、此外罷出候事堅令停止候。火しづまり候とも、其日其夜之内爲見廻使者をも遣間敷事。
 一、火事城の遠氣遣無之節は、登城仕間敷候。但、早鐘つくにおいては可罷出事。
 一、火事城の近候とも、居屋敷火本に候ば不及罷出、自己之火を防支可申事。
 右於相違は曲事可申付者也。
 明曆三年三月十日 御印

覺

- 一、喧嘩口論之節、組頭共罷出可裁許事。
- 一、夜行月無之候ば、火をとほし可申候。相違之輩可爲曲言事。
- 一、火事之時、火消番人并所々役所に罷出候者之外は、早鐘次第三之丸に可罷出候事。
- 一、定置法度之趣、一ヶ年に兩度充可相觸事。

右被仰出候條々被得其意、御組中急度可被仰觸候。以上。

四月二十四日

小幡 宮内
 津田 玄蕃
 奥村 因幡
 前田 對馬
 長九郎 左衛門
 本多 安房
 越 中
 奥村 河内

一、最前被仰出候喧嘩口論之刻、御定書御印之物彌堅可相守事。

一、喧嘩之場所は不及申、宿々に引取候共、落着無之内は喧嘩之場同前に候間、見廻之儀無用候。但、不叶仕合候は、組頭并御横目を斷可受差圖事。

附り、宿々にて喧嘩之刻、首尾により隣之ものは出合肝煎、可申事。

一、若往還にて喧嘩有之刻、行懸候者見物停止之事。

右之通急度組中可被相觸候。以上。

(寛文二年) 五月廿八日

横山 左衛門
 今枝 民部
 奥村 因幡
 小幡 宮内
 奥村 河内
 長九郎 左衛門
 本多 安房

覺

一、喧嘩口論之刻、親子兄弟知音たりといふとも、其場不可馳參之旨、前々より御定之通彌可相守事。

一、喧嘩相手之儀、被逐御吟味被仰付事に候へば、一門縁者知音之ものども、其場に出向可仕儀にあらず候。自然於其場双方好み之もの出合、又申分致出來、事大に成候得ば御爲大切之儀に候。然上は御爲惡敷儀と存候はゞ、如何様に手前迷惑に存候共罷出間敷事候。此趣不致承引、自然參出仕者候は、都て不覺悟ものたるべきと被思召候事。